

令和8年6月25日

審査結果等の公表について

東浦町議会議長 鏡味 昭史

令和7年10月24日付けで提出された審査請求について、東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第13条の規定により、下記のとおり政治倫理審査会での審査結果等を公表します。

記

審査対象議員氏名	山下 享司
審査請求の理由	東浦町が令和6年度に負担金を拠出している愛知県交通安全協会半田支部（半田交通安全協会）の役員（副会長）の職に就いていることが東浦町議会議員の政治倫理に関する条例第3条第9号に違反するため
審査結果	(1) 政治倫理基準に違反する行為の存否 違反の事実があったと認める (2) 措置 本会議における謝罪文の朗読勧告
審査会の意見	(1) 政治倫理基準に違反する行為の存否 本条例の第3条第9号について、「町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと。」と規定されているが、以下の点が問題となった。 まず、審査対象議員は、審査請求後に、愛知県交通安全協会半田支部（現在：半田交通安全協会）の役員（副会長）を辞任して、現在、当該団体の役員となっていないが、この場合でも本条例が適用されるのであろうか。 この点については、審査対象議員は、本条例の経過措置後も、当該団体の役員を継続しており、審査請求があるまでは、その役員の地位にあったのであるから、本条例の趣旨である誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与するという観点からは、適用が

あると考える。

仮に、適用されないとなると、今後同様の疑いが生じた議員について、役員を辞任すると適用されないことになり、本条例が空文化することになってしまう。

次に、町からの支出について、半田交通安全協会からの請求書の名目は「賛助金」となっており、また、町からの名目は「負担金」となっているが、この「賛助金」あるいは「負担金」が、本条例の「補助金等」に含まれるのであろうか。

この点について、審査対象議員は、「賛助金」は、実質的には、会費といえるもので、補助金等とは異なる性質のものであり、「補助金等」には含まれないと主張した。

確かに、本条例においては、「補助金等」と記載されているだけであり、「賛助金」ないし「負担金」が、含まれるのかについては、明らかではないと言える。

しかし、本条例の趣旨は、上述の通り、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与するというものであり、この観点から町民の立場からみると、形式的にせよ、町から何らかの支出がある団体について、議員がその団体の役員になることは、議員と町との癒着を疑われることになると考えられる為、「賛助金」あるいは「負担金」であっても、「補助金等」に含まれると考える。

また、町の支出における分類においては、「負担金」は、「負担金、補助及び交付金」の項目の中にあり、「補助金等」という文言からは、「負担金」も、この中に含まれると考えるのが自然であると言える。

以上より、「賛助金」あるいは「負担金」は、本条例の「補助金等」に含まれると判断した。

さらに、「交付を受けて運営している団体等」について、本件では、町からの交付は、1万円であり、当該団体の運営費は、約1,942万円余であり、1,942分の1にしか過ぎず、実質的には、町の交付が当該団体の運営に影響がないことから、本条例の適用は

ないとも考えられる。

この点、審査対象議員は、この団体の公益性及び本条例は実質的に町の交付により影響力がある団体のみに適用されると考えており、本件では条例の対象となる団体に当たらないと考えたようである。

しかし、上述の趣旨から町民の立場からみると、当該団体が実質的に町の影響があるか否かは分からず、実質的には、町の交付が当該団体の運営に影響がないとしても、議員と町との癒着が、形式的にせよ疑われる恐れがある以上、本条例の「交付を受けて運営している団体等」にあたるものと判断した。

以上より、審査対象議員が、愛知県交通安全協会半田支部（現在：半田交通安全協会）の役員（副会長）であったことは、本条例の第3条第9号に該当すると判断した。

（2）措置

審査対象議員については、本条例制定当時、議長の職にあり、本条例の趣旨を一番よく理解しているはずの議員であったにもかかわらず、愛知県交通安全協会半田支部（現在：半田交通安全協会）の役員を経過措置がとられた以降も継続して役員であり、審査請求があつて初めて辞任に至ったという経緯を鑑みると、非難されるべきであるといえる。

なお、審査対象議員について、反省の態度が見受けられなかったという意見もあったが、この点については、審査対象議員は、「補助金等」には、「賛助金」ないし「負担金」は、含まれないと考えていたこともあり、見解の相違に由来した部分もあると思われる。

もっとも、審査対象議員が役員となっていた団体には、公益性があるといえ、町民に実質的な不利益があつたということとはできないし、町の交付があつたとしても、上述の通り、その額はわずかであり、実質的には、町と団体との間で癒着があるというような関係にはなっていない。

しかし、そうであつたとしても、形式的にせよ、そのような疑いがもたれて、町民から審査請求をさ

	<p>れたことについては、審査対象議員は、反省して頂きたいものと考えている。</p> <p>また、審査対象議員は、上述の通り、本条例制定当時、議長の職にあったことを考えると、議長による口頭又は文書による注意ではなく、本会議において、全議員に対して、政治倫理審査会の見解に従った上で、謝罪文を朗読することを勧告する。</p> <p>以上により、本条例第 10 条の規定により、本会議における謝罪文の朗読勧告を講ずる措置として決定した。</p>
措 置 の 内 容	<p>令和 8 年 6 月 3 日に開議された令和 8 年第 2 回東浦町議会定例会（以下「定例会」という。）にて、審査対象議員に講ずる措置を「本会議における謝罪文の朗読勧告」と決定し、同日、審査対象議員に対し、本会議において、謝罪文を朗読するよう勧告した。</p>

※審査対象議員は、令和 8 年 6 月 25 日に開議された定例会にて、謝罪文の朗読を行った。